

いきいきこどもクラブ利用の手引

1 いきいきこどもクラブの概要

①児童の遊びを通した自主性、社会性及び創造性の向上に資する活動、②児童の健康管理、安全の確保及び情緒の安定に資する活動、③遊びに対する意欲及び態度の形成に資する活動を基本とし、児童が安心して楽しく過ごせるよう、遊びを中心に、ルールを守りながら集団生活を行い、児童の心身の健全な育成を図る目的で運営します。クラブは、「学校教育」、「学習塾」、「スポーツクラブ」ではありません。そのため、自習時間はありますが、学校や学習塾のように学習指導は行いません。

2 利用料など必要な経費

(1) 利用料・おやつ教材費は、出欠にかかわらず、1日でも在籍している月分をお支払いいただきます。

| | 利用料 | | おやつ・教材費 | |
|-----------|---|---------------------------|-------------------|--------|
| 金額（月額） | 月～金 | 18時まで：3,000円・19時まで：3,700円 | 月～金 | 1,500円 |
| | 月～土 | 18時まで：4,500円・19時まで：5,400円 | 月～土 | 1,800円 |
| 支 払 方 法 | 原則口座振替 | | 各クラブ指定方法（各クラブに納付） | |
| 支 払 先 | 東広島市役所 | | 各クラブ保護者会 | |
| 納 期 限 | 原則毎月月末 | | 各クラブ指定日 | |
| 免 除 制 度 | あり（下記の「利用料の免除」参照） | | なし | |
| お 問 合 せ 先 | 東広島市役所 | | 各クラブ | |
| 注 意 事 項 | <u>お支払いがない場合には、クラブ利用決定を取り消させていただくことがあります。利用料に未納がある場合には、翌年度の入会をお断りすることがあります。</u> | | | |

※おやつの持参について…食物アレルギーや宗教上の理由など特別な理由がある場合は、支援員に申し出たうえで、おやつを持参してください。ただし、クラブで提供したおやつはお持ち帰りいただき、おやつ・教材費は変わらないことをご理解願います。

※「東広島市いきいきこどもクラブ口座振替依頼書」に【口座振替ができる金融機関】のいづれかの金融機関の口座について必要事項を記入・押印し、直接金融機関窓口にご提出ください。口座振替の手続きが完了していない方は、ご自宅へ「利用料納付書」を郵送します。

【口座振替ができる金融機関】

| |
|---|
| 広島銀行 ひろしま農業協同組合 もみじ銀行 広島信用金庫 呉信用金庫 しまなみ信用金庫 山口銀行 広島県信用組合 広島市信用組合 中国労働金庫 広島県信用漁業協同組合連合会 ゆうちょ銀行 中国銀行 |
|---|

【口座振替日（利用料支払期限日）】※振替日が金融機関の休日の場合は翌営業日

| 利用月 | 振替日（支払期限日） | 利用月 | 振替日（支払期限日） | 利用月 | 振替日（支払期限日） |
|-----|------------|------|------------|------|------------|
| 4月分 | 4月30日 | 8月分 | 8月31日 | 12月分 | 1月4日 |
| 5月分 | 6月1日 | 9月分 | 9月30日 | 1月分 | 2月1日 |
| 6月分 | 6月30日 | 10月分 | 11月2日 | 2月分 | 3月1日 |
| 7月分 | 7月31日 | 11月分 | 11月30日 | 3月分 | 3月31日 |

(2) 傷害保険

クラブの管理下で行われる活動及び通常経路の往復途上の傷害・賠償責任事故を補償します。万が一の怪我等に備え、原則、傷害保険に加入をお願いします。保険料は800円（年間）です。

3 利用料の免除（毎年度、申請が必要です。電子申請により申請してください。）

入会児童が、次の①～③のいずれかに該当する世帯に属する場合には、利用料が全額免除されます。免除期間は、免除申請をされた月の利用料から、申請をされた年度の3月分の利用料までです。

- ① 生活保護を受けている世帯 ② 市町村民税所得割非課税世帯 ③ 火災や風水害による災世帯

4 クラブへの出席確認について

クラブを欠席される場合は、必ずクラブへ連絡してください。学校への欠席連絡は、クラブには伝達されません。

5 クラブ利用開始日について

新1年生も、4月1日からクラブをご利用いただけます。

6 クラブの休業日について

日曜日・祝日・盆（8月13日～8月15日）・年末年始（12月29日～1月3日）

7 クラブの開設時間について

| | | |
|---------------|---------|----------------------------|
| 課業日（学校がある日） | 放課後～19時 | 給食が始まるまでは弁当・水筒を持参してください。 |
| 土曜日・長期休業日・代休日 | 8時～19時 | 給食はありませんので、弁当・水筒を持参してください。 |

※土曜日については、中学校区単位で開設しています。（利用の場合はあらかじめ申し込みが必要です。）

※警報等の発令時にはクラブを閉鎖することがあります。

8 児童の送迎方法について

児童は、勤務時間や入院等のご都合により、やむを得ず子どもだけでの帰宅を希望される方、高学年の兄姉との帰宅を希望される方を除き、安全確保のため、「原則として保護者の方によるお迎え」で帰宅しています。1日開設の場合は、お子様をクラブの入り口までお送りください。（児童による自転車での来所は禁止です。）

保護者以外の方が送迎に来られる場合は、児童帰宅方法カードまたは電話等でお知らせください。保護者の送迎以外の方法を希望される場合には、お子様お1人での帰宅となることもご理解の上、帰宅方法を決定してください。また、児童のみで帰宅される場合の帰宅時の安全確保に関する指導および事故や怪我については、全て保護者様の責任となります。（警報等発令時を含む。）安全確保の観点から、児童一人での帰宅可能な時間は各クラブ指定の時間までとし、それ以降は保護者のお迎えとなることをご了承ください。

帰宅方法に変更がありましたら、その都度「児童帰宅方法カード」のご記入をお願いいたします。なお、一度クラブを退出した時点で、その日の利用は終わったことになります。退出後、再びクラブの利用はできません。

9 いきいきこどもクラブでの服薬について

児童が風邪などで薬を飲まなければならない場合、薬の量や時間帯などを詳しく連絡カードに記入してください。

また、薬は保護者の責任のもと、持たせてください。支援員による投薬は行いません。児童が自分で服薬できる準備をしてください。

10 世帯・住所・勤務先、雇用期間の変更

世帯、住所、電話番号、勤務先、雇用期間等が変更した場合、退職された場合は、速やかに変更申請してください。

（必要に応じて在職証明書等も添付してください。）

支援員の指導に従わず、他の児童等に危険行為等を行った場合、利用条件に該当しなくなった場合及び19時を過ぎるお迎えがあった場合には、東広島市放課後児童健全育成事業条例第10条の規定に基づき、クラブの利用を取り消すことがあります。